

# 札幌市 農業委員会だより

第18号  
令和元年12月

令和2年

## 農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します。

### 農業委員の募集

#### ◎ 募集内容

- ・ 募集人数 11人
- ・ 任期 令和2年6月24日から令和5年6月23日まで（3年間）
- ・ 身分 札幌市の特別職の非常勤職員
- ・ 報酬 月額47,000円

#### ◎ 主な業務内容

- ・ 農業委員会の総会における農地に関する許可等の審議及び決定
- ・ 農地等の利用に関する現場活動
- ・ 地域農業者からの相談対応及び農業者への助言指導



#### ◎ 資格

農業に関する識見を有する者（欠格要件あり）

#### ◎ 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により農業委員会事務局まで提出してください。

#### ◎ 募集期間

令和2年1月14日（火）から  
2月10日（月）まで【必着】

詳細については、農業委員会事務局、各区役所等で今後配布する募集案内または札幌市公式ホームページをご覧ください。





農業委員と連携して、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を以下のとおり募集します。

## ◎ 募集内容

- ・ 募集人数 17人
- ・ 募集する担当地区



区域名	区域の詳細	募集人数
第1地区	北区	5人
第2地区	東区	3人
第3地区	白石区、厚別区、豊平区及び清田区	3人
第4地区	南区	4人
第5地区	中央区、西区及び手稲区	2人

- ・ 任期 農業委員会が委嘱する日（令和2年6月24日以降）から令和5年6月23日まで
- ・ 身分 札幌市の特別職の非常勤職員
- ・ 報酬 月額42,000円

## ◎ 主な業務内容

- ・ 担当区域内の農地に係る利用状況調査
- ・ 農地等の利用の最適化に係る現地調査、農業者との調整等
- ・ 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述

## ◎ 資格

農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者（欠格要件あり）

## ◎ 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により農業委員会事務局まで提出してください。

## ◎ 受付期間

令和2年1月14日（火）から  
2月10日（月）まで【必着】

詳細については、農業委員会事務局、各区役所等で今後配布する募集案内または札幌市公式ホームページをご覧ください。



## 農地の利用状況調査



農地法では毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが定められており、今年度も6月から9月にかけて、市内各地区担当の農地利用最適化推進委員17人と農業委員10人が連携して現地調査を行いました。

その結果、多くの農地が適正に耕作又は保全管理がなされていることが確認され、その中には、昨年の調査で耕作を確認できなかった農地について、耕作が再開されたり、保全管理がなされるようになった例も見受けられましたが、一方では、1年以上耕作されておらず、荒廃が進んでいる農地も見受けられました。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには大変な手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などを行い、農地を適正に管理していただきますようお願いいたします。

**ご自身で農地の耕作や管理が困難になり、貸付け等のご意向がある方は、担当地区の推進委員（または農業委員会）までお気軽にご相談ください。**



農地の状況を確認する推進委員たち

## 市内農業事情調査

札幌市農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への視察を毎年行っています。

今年度も8月に、農福連携をテーマに市立札幌みなみの杜高等支援学校（南区）、株式会社ふるさとファーム圃場（南区）、浅井聡氏圃場（南区）を訪問しました。



みなみの杜高等支援学校での説明



みなみの杜高等支援学校の温室

当日は天候に恵まれず、上記2カ所の圃場を十分に見学することができませんでしたが、札幌みなみの杜高等支援学校では、敷地内にある畑や温室で栽培した野菜を併設のカフェに提供し、カフェの調理や運営、残食による堆肥作りも、協力企業の指導の下、生徒が全てを行っており、その様子を見学することができました。

# 農地賃貸料情報（令和元年）



平成31年1月～令和元年12月に締結(公告)された賃借料水準は、以下のとおりです。

農地区分	平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用地域	
田	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	4 (4)	市内全域	
畑	東 部	8,700 (8,000)	14,000 (14,000)	3,300 (3,000)	79 (209)	北区／篠路町太平、篠路町上篠路、 篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域
	西 部	11,200 (12,200)	14,947 (18,542)	10,000 (9,900)	21 (98)	中央区／市街化調整区域の全域 南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	平野部	5,000 (5,800)	9,200 (10,000)	3,300 (3,300)	79 (119)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、 西茨戸、篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	牧草・ 飼料畑	3,000 (3,300)	3,300 (5,000)	2,000 (2,000)	9 (334)	市内全域

※（ ）内の金額等は3か年の値です。 ※金額はすべて年額です。

## 農地を転用する場合は手続きが必要です！

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を農地以外の目的で利用する場合（＝農地を転用する場合）には、許可申請や届出の手続きが必要です。自己所有の農地に、自宅や、農業用倉庫などの農業用施設を建築する場合であっても、農地法の転用許可が必要となる場合があります。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合などは農地法違反となり、今後の土地利用の際に支障が生じたり、刑事罰が科せられる場合もあります。

転用が認められない農地や用途がありますので、農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前にご相談ください。

## 農地改良をする時は、お早めにご相談ください。



農地を改良する目的で切土・盛土等を行う場合は、農業委員会への届出をお願いします。大切な農地に手を加えることとなりますので、農地改良の内容等についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。

編集・発行 札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階  
TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132  
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>  
E-mail [nogyo@city.sapporo.jp](mailto:nogyo@city.sapporo.jp)



02-U04-19-2324  
31-2-1522

SAPPORO